

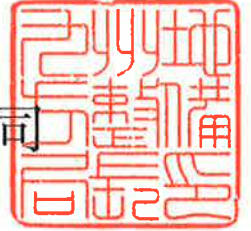
国九整 紅 建産許第 121 号

平成29年 1月30日

(株) ほっとエコライフ

木村 尚美 殿

九州地方整備局長 小平田 浩司



一般 建設業の許可について (通知)

平成 28 年 10 月 3 日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許 可 番 号	国土交通大臣 許可(般-28) 第 26533 号
許可の有効期間	平成 29 年 1 月 30 日から 平成 34 年 1 月 29 日まで
建設業の種類	

建築工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業

大工工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
内装仕上工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成 33 年 12 月 30 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)